

東部市場内のみなさまへ

次の対応方針に基づき喫煙ルールの違反行為に対する対応を令和7年1月より実施することとなりましたのでお知らせします。

令和6年12月 東部市場長

大阪市中央卸売市場東部市場における喫煙ルールの違反行為に対する対応方針（抜粋）

大阪市中央卸売市場東部市場
大阪市東部中央卸売市場協会
大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合

1 目的

大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱の施行に際し、東部市場内の喫煙について違反行為に対し対応方針を定め東部市場全体で取り組むことにより、市場内の秩序の保持と受動喫煙を防止するとともに、清潔な市場を構築し生鮮食料品の安全・安心を確保することを目的とする。

2 対象者

東部市場に入場するすべての者

3 違反行為

指定場所以外での喫煙及び吸い殻の投棄

5 喫煙指導員

- （1）団体の長が喫煙指導員を推薦し、市場協会理事会において指名する
- （2）開設者及び警備業務委託受注者については、喫煙指導員と同様に喫煙ルールの違反行為に対する指導を行うものとする
- （3）喫煙指導にかかる場内巡回中は腕章を着用し、違反行為を確認した際は指導書を交付する
- （4）指導書を交付した際は、開設者へ報告する

6 指導・警告及び行政処分

開設者は、喫煙指導員の報告をもって違反行為の事実確認とし、以下の措置を行う。

- （1）1回目の違反
 - ・指導書の写しの提出を受け記録する。
- （2）2回目の違反
 - ・指導書の写しの提出を受け記録する。
 - ・警告書を交付し誓約書を徴する。
 - ・事業主への通知を行う。
- （3）3回目の違反
 - ・指導書の写しの提出を受け記録する。
 - ・大阪市中央卸売市場業務条例及び大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱の規定に基づき処分を行う。